

第 6 3 号議案

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 21 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「第 9 項」を「第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案要綱

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。